

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 76 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第37条に次の1号を加える。

(1) 京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例第12条第2項に規定する謄写に要する費用を領収する場合

第38条第2項中「第4条第6項」を「第4条第5項」に改める。

第39条第3項前段中「当該収納金」の右に「、当該収納金に係る証拠書類及び未使用の領収調書」を加え、同項後段中「前条第2項」を「前条第3項」に、「第1項の精査を行わなければ」を「これらと収納金日計報告書とを照合しなければ」に改める。

第43条の2第3項中「京都市公金収納受託者は、」の右に「その収納権限に係る収納金の払込みを受けたとき、又は」を加え、同条第4項本文中「とき」の右に「、又は払込みを受けたとき」を加える。

第57条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第74条第1項中「地方自治法」を「法」に改める。

第91条各号列記以外の部分中「雑部金受入簿及び雑部金払出簿」を「歳計外・基金受払整理簿」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 災害見舞金

第110条第3号を次のように改める。

(3) 歳計外・基金受払整理簿

別表第2 1中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同表1に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境政策局循環型社会推進部循環企画課長

別表第2 1中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第20号までを1号ず

つ繰り上げ、第21号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 中央卸売市場第一市場管理課長

別表第2 1中第37号を削り、第36号を第37号とし、第29号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 保健福祉局子育て支援部保育課長

別表第2 1中第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号を第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 都市計画局屋外広告物適正化推進室広告物企画課長

別表第2 1中第73号を第74号とし、第68号から第72号までを1号ずつ繰り下げ、第67号の次に次の1号を加える。

(68) 教育委員会事務局生涯学習部施設運営課長

別表第4中「第2号 削除」を「第2号 環境政策局循環型社会推進部循環企画課長」に、「第9号 呉竹総合支援学校事務長」を「第9号 呉竹総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第10号 削除」を「第10号 中央卸売市場第一市場管理課長」に、「第16号 北総合支援学校事務長」を「第16号 北総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第27号 桃陽総合支援学校長」を「第27号 桃陽総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第28号 鳴滝総合支援学校長」を「第28号 鳴滝総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第40号 看護短期大学事務室事務長」を「第40号 削除」に、「第48号 東部クリーンセンター所長」を「第48号 削除」に、「第58号 都市計画局都市景観部市街地景観課長」を「第58号 都市計画局屋外広告物適正化推進室広告物企画課長」に、「第62号 東総合支援学校事務長」を「第62号 東総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第69号 削除」を「第69号 保健福祉局子育て支援部保育課長」に、「第84号 削除」を「第84号 教育委員会事務局生涯学習部施設運営課長」に、「第111号 白河総合支援学校長」を「第111号 白河総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第116号 埋立事業管理事務所長」を「第116号 削除」に、「第136号 西総合支援学校事務長」を「第136号 西総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に改める。

第11号様式1備考以外の部分中

領収調書使用数	番から	枚
	番まで	
内書損数		枚

を

「

領収調書使用数	枚
内書損数	枚

に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式2備考

」

以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第13号様式1備考2を削り、同備考1を同備考とする。

「

第83号様式1備考以外の部分中

調整高	払出し	
	冊数	簿冊番号

を

」

「

簿冊番号	
受入れ	払出し

に改め、同様式3を削る。

」

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会計室)